

2022 年度第 2 回
愛知県人権施策推進審議会会議録

2022 年 8 月 24 日（水）

於 愛知県自治センター 6 階第 602・603 会議室

愛知県県民文化局人権推進課

2022 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 2022 年 8 月 24 日（月）午前 10 時から午前 11 時 35 分まで
- 2 場 所 愛知県自治センター 6 階 第 602・603 会議室
- 3 出席者 委員 11 名
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、
近藤敦委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、手嶋雅史委員、
徳田万里子委員、藤原直子委員、山本光子委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 9 名

- 4 傍聴者 3 名

5 審議の概要

(1) 開会

（事務局）

ただいまから 2022 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

議長へ引き継ぐまでの進行を務めさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして近藤会長から御挨拶をお願いします。

(2) あいさつ

（会長）

おはようございます。会長の近藤でございます。

本日は、「2022 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会」に、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

5 月に開催しました第 1 回の審議会におきましては、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」について御審議いただき、条例に基づく施策の推進に関して、委員の皆様、それぞれの専門的なお立場から御提言をいただきました。

本日は、この条例の中でも、10 月 1 日から施行となります、条例第 9 条に規定する「公の施設に関する指針」、それから、条例第 10 条に規定する表現活動の「公表」に関しまして、御審議いただくこととなっております。

なお、この条例第 9 条及び第 10 条の関係は、10 月 1 日以降、該当の事案があった場合には、専門部会の方で調査審議を行っていくこととなります。このため、この 2 つの議題に関しましては、本審議会に先立ち、7 月に専門部会を開催し、専門

部会委員の皆様事前に御審議いただいております。

本日は、その結果を踏まえまして、事務局で修正していただいた案を、皆様に改めて御審議いただきます。

また、その他に、今年度実施予定の「人権に関する県民意識調査」についても御審議いただきます。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知県から挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は、大変お忙しい中、「愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、人権施策を始めとした県政の推進に、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」では、4つの個別の規定を設けております。その中の一つに、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」がございます。

具体的には、県民の理解を深めるための啓発を行うとともに、「公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針」を策定することとしております。

また、公共の場所で本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われた場合には、その概要を公表することとしております。

これらの規定は10月1日から施行となりますが、本日は、その施行に向けて、7月11日の専門部会での御審議を踏まえて取りまとめました「公の施設に関する指針」(案)及び「概要の公表を行うに当たっての手続」(案)について、御審議いただくことになっております。

また、本県で5年に一度実施しております「人権に関する県民意識調査」につきましても、今年度が実施年度となっておりますことから、その概要について説明させていただきます。

今後、この意識調査の結果等を踏まえまして、条例第5条に基づく「人権施策に関する基本的な計画」をどのように策定していくのか検討してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のない御意見や御助言を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認等>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、梶田委員と山本委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(3) 議事

愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条に規定する「公の施設に関する指針」(案)について

(会長)

それでは、早速、議事に入ります。議事(1)は「愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条に規定する「公の施設に関する指針」(案)について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1、2、参考資料1に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

指針の内容については異議はないのですが、運用の仕方についてです。愛知県が2016年に通知した判断基準にも、過去にヘイトスピーチをデモ、街宣活動、集会等により行ってきた団体等については聴取等により確認をすると書いてありますが、やはり許可の判断にあたっては、しっかりとしたデータ等に基づき、客観的、具体的に判断することが求められると思っております。行政当局においては、このようなデータをしっかりと収集するということが何よりも重要ではないかと感じております。

したがって、実際の運用にあたって、行政当局は、書類や証拠がない、あるいは事実関係が分からないということにならないよう、積極的な情報収集や調査を行い、適切な判断をしていただきたいというのが、私の意見でございます。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。指針に関しては、施設管理者向けの説明会を開く予定ですが、慎重に判断するように伝えるとともに、もし迷うことがあれば、人権施策推進審議会にも意見を聞くことができることもしっかり伝え、拙速な判断をしないようお願いをしまいたいと思っております。

(事務局)

今、御提案いただいたように、やはり行政当局が事実をきちんと把握していることがポイントになろうかと思えます。後ほど、ヘイトスピーチの公表についても御審議をいただきますけれども、今後そういう案件があれば、公表の方にも該当してきますし、各局からもいろいろな相談が持ち込まれるのではないかと思っておりますので、そちらの運用も含めまして、県の方できちんと情報を蓄積することが必要と考えております。

(委員)

資料1のフロー図の二重線で四角囲みにしてある部分について、右側は人権施策審議会と書いてあり、真ん中は、特に書いてありませんが、これは施設管理者が行うことと考えていいのでしょうか。その場合、一個目のポツは、内容的には審議会が行うことではなく、施設管理者の方々が意見照会することができるという内容なので、施設管理者側のフローの方に入っていた方がわかりやすいと思います。何ができるのか簡単に分かりやすくしているのがフロー図であり、施設管理をされる方が真ん中の二重線で四角に囲んでいるところ、自分たちが行う内容ということが分かるような図がいいのではと思いました。

(事務局)

二重線で囲んでいるところはどこがやるかというよりは、事務の流れとして一体として囲ってあるものですが、今の御意見を踏まえて考えさせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

真ん中の二重線囲みの最後の申請者への聴取等は施設管理者ではなくて、人権推進課なり審議会で行うことになりますか。

(事務局)

その辺は整理させていただきます。

(会長)

では他に意見がないようですので、指針については原案のとおりで、フローは少し変わるかもしれないということですが、それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

ありがとうございました。

愛知県人権尊重の社会づくり条例第 10 条に規定する表現活動の公表手続（案）について

(会長)

それでは、議事(2)「愛知県人権尊重の社会づくり条例第 10 条に規定する表現活動の公表手続（案）について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料 3、4、参考資料 2 に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

先程と同じような観点からの意見ですが、ヘイトスピーチが行われた場合の把握のきっかけは、このフローチャートだと基本的には外部からの申出者を前提にまとめてあります。しかし、私は、やはり、県当局が把握することが必要ではないかと思えます。ヘイトスピーチが行われる場所というのは、公共の場所ですから、いろいろな許可申請等の情報で、あらかじめ想定されると思えます。申出者の申出を待つということも、もちろん一つのルートとして重要だと思えますが、もう一方で県当局自身がヘイトスピーチが行われる可能性がある場合に情報収集を行うという努力が必要ではないかと思えます。今回作られました事務処理要領でも、事務局において把握した場合には、これを準用すると書いてあるので、たぶんそこで読まれるのだと思うのですが、実際の運用にあたっては申出よりも、私はむしろ県当局が積極的な把握をして、ヘイトスピーチに対する対策をしていただきたいと思います。これをさっと読んだだけだと、外部からの申出をもって初めて県がアクションを起

こすと読めてしまいます。最後を見たら準用するとなっていますが、条例では、申出とともに県自身が把握した場合のことが並列で書かれておりますので、やはり県の積極的な情報収集、把握というのが重要ではないかと思っております。それが第1点です。

第2点は、これも同じなのですが、申出が出された場合に、立証責任が申出者だけにあるのではなくて、やはり県自身が独自に情報収集して判断をするということが大事だと思います。申出者から出された資料だけでは分からないから何もしないということであれば、条例の趣旨に合わないと思います。したがって、やはり、県当局もどういう状態なのかという客観的な証拠の収集をすることが重要だと思います。以上2点の意見を申し上げました。

(事務局)

全ての示威運動等の表現行為を把握するというのは、現状、なかなか難しいところがありますが、県警本部や市町村等からも、逐次情報収集はしておりますので、今の御意見を踏まえまして、申出だけに頼るのではなく、そういった機会を捉えて実態を把握し、現状を確認していきたいと考えています。

(事務局)

2つ目の御意見についても、おっしゃるとおりでございます。申出はあくまでもきっかけで、こちらの方でも当然、調べさせていただこうと思っております。

(事務局)

今日、御欠席の佐藤委員からの御意見がございますので、そちらを説明させていただきます。佐藤委員からは、表現活動の概要の公表にあたっての事務処理について、「最近では、インターネットによって、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるケースが散見される。しかし、愛知県人権尊重の社会づくり条例では、インターネットによるヘイトスピーチは、概要の公表の対象外とされている。現行では、インターネットにおけるヘイトスピーチがあった場合、条例第7条の『インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援』の規定に基づき、速やかに法務局へ削除要請を行っているとのことであるが、今後、インターネットによって行われるヘイトスピーチに対してどのように対応していくのか、改めて検討していく必要があるのではないかと考えている。」という御意見をいただいております。

(会長)

この点は、一回目の審議会でも少し話に出たと思いますが、この点何か御意見はございますか。記憶では、一回目では、とりあえず条例が施行されてから様子を見て、その問題がどうなるかによって検討するという事だったと思いますが、それ

でよろしいでしょうか。

(事務局)

今の点、会長に御意見いただいたとおりの形でございまして、やはり今回の申出制度は、まず申出者については県民要件を課しておらず、広く情報を収集したいということでございますが、公表の対象としますのは、県が定める条例という限界もございまして、県内の地域で行われたものとなっており属地主義的な規定になっております。

一方、インターネットにつきましては、行われる場所の特定がなかなか難しいという問題があります。そういう中で、削除要請に関しましては、対象の被害に遭われた方が県内の方かどうかで判断をしております。今いろいろな削除事例が集まってきておりますので、そういうものを見ながら、それから県の条例の範疇の中でどのような公表の仕方ができるのか、その辺を実際の事例を把握したうえで、今後、研究をさせていただければと、そのように考えております。

(会長)

はい。その他何かございますか。

(委員)

先程、口頭で説明していただいた時に、「ヘイトスピーチの解消を阻害するとき」とは、例えば、表現活動を行った者の宣伝に繋がる場合や二次被害を及ぼす恐れがある場合ということでしたが、それはどこかに書かれているのでしょうか。この事務処理要領には入れなくてもいいと思いますが、それを後々きちんと残しておくため、何か文書で書かれたものがあるのでしょうか。

(事務局)

例としては、例えば「何々人は何々だ」という時の「何々人」というのをなくしたりというのが、東京都の公表の事例ではあります。専門部会でどのように公表するかを検討していただくことになるとと思いますが、そこで事例を積み重ねていくことになると思っております。

(事務局)

現在、条例の逐条解説をWebページに載せておりまして、その中で、条例第10条にございます「阻害すると認められるとき」というのを整理してございます。この逐条解説のページとヘイトスピーチのページをリンクさせるようにして、これはここに書いてあると分かるように、10月1日からしていきたいと考えています。

(会長)

はい、分かりました。

その他よろしいでしょうか。それでは、他に御意見もないようですので、公表手続きについては原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

ありがとうございました。

人権に関する県民意識調査の実施について

(会長)

続きまして、議事(3)「人権に関する県民意識調査の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料5、6に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

調査方法について、郵送のみでなくインターネットを加えたということですが、インターネットでやる場合は、回答の利便性を高めるためと、より広い人に回答してもらおうためといった2つの目的があると思います。今回の場合は、先に抽出した方に郵送でもインターネットでも回答していいというやり方ですので、利便性を高めるためにインターネット回答にすることだと思いましたが、どのような方法で回答をするのか確認させていただきたいというのが1点目です。

2点目は、居住地域を従来のような「地域」ではなく、細かく市町村単位で回答いただくということですが、そうすると少し回答率が下がるという懸念もあります。理由があってこのようにされたと思いますが、その理由を教えていただきたいと思えます。

それから、7ページの間13ですけれども、「あなたはヘイトスピーチを」というところで、過去の調査では、ヘイトスピーチが最初に出てくる時に「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動」という説明を加えていると思うのですが、今回はそういう説明が添えられていないように見受けられます。その理由があるのか、

教えていただきたいと思いました。

(事務局)

まず、回答にインターネットを活用するのは、先生がおっしゃるとおり利便性を高めるため、この調査自体を不特定多数の方に回答していただくという趣旨ではございません。アンケート調査の用紙を郵送した時にWebページのアドレスを書いておき、そのページに入って回答していただくという形で、詳細は調査会社に依頼しているので承知はしていませんが、そのような形でさせていただきたいと思っております。

それから、市町村ごとにしたのは、例えば、大都市と小さな市町村で違いがあるかや、個別に課題を抱えている市とそうでない市で違いがあるかなど、どういうところで有意な差が出るかは分かりませんが、それをやることによって何かより詳細な分析ができるのではないかということで、試みとして今回細かく分けさせていただきました。

最後のヘイトスピーチのかっこ書きの説明がついていないのは、特に理由はありませんので、検討させていただきます。

(委員)

1点目は、調査機関とよく相談をして進めていただきたいと思います。2点目は、今、おっしゃったように調査結果を分析するという意味では非常にありがたいデータがとれるかと思いますが、町村で回答数が少ないところがどの程度あるかを確認してから進めていただきたいと思います。

(委員)

3点目のヘイトスピーチのところは、ヘイトスピーチを本邦外出身者云々に変えるのか、それともこのままヘイトスピーチとするのか。ヘイトスピーチはもっと広げた理解が有り得るので、そういう広い意味でのヘイトスピーチということであれば説明はなくてもいいと思います。本邦外出身者に対する差別的言動という限定を付したものを聞きたいのでしょうか。

(事務局)

ここは外国人の人権についての設問になっておりますので、聞きたいのは条例で言うところの本邦外出身者に対するものということになります。かっこ書きを入れるかどうか、中で検討させていただきます。

(委員)

質問が2点とコメントが2点ございます。

コメントの方から、1点目は、今、ヘイトスピーチの定義の話がありましたが、

もし御検討されるのであれば、問7にヘイトスピーチが例示されていて、かっこ書きで定義のようなものが書いてありますので、ここも併せて検討対象になるかと思えます。2点目のコメントは、先程インターネット上で回答を募るという話がありましたが、弁護士会の調査でもインターネットで回答いただく場合、URLだけ書いてあってもなかなか回答をいただけないので、2次元バーコードを作ると回答をいただけるのではないかと思います。

次に、質問の方ですが、新旧対照表の一番最初の設問で性別について、選択肢が男、女、男女に該当しない、という3つなのですが、「答えたくない」という選択肢を設けてはどうかというのが1点目の質問です。質問の2点目は、問5の設問の選択肢の2について、「人種、信条、性別、社会的身分などを理由に差別された」とありますが、4月から施行された条例の前文で同じように差別の例示が出されていて、そこには、「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他」と多く出されています。問5の選択肢の中で、その中から特に「人種、信条、性別、社会的身分」を例示された何か理由があるのであれば教えていただければと思います。

(事務局)

QRコードにつきましては、入れるようにしたいと思います。選択肢につきましては、検討させていただきます。条例に合わせた方がいいかもしれませんが、長くなってしまいうという心配もありますので、検討させていただきます。

(会長)

これらの内容をどう変えたかということは、後日、メールか何かで連絡いただけるのですか。

(事務局)

連絡させていただきます。

(委員)

11 ページ、問 26 についてです。この質問は、性的少数者の人権についての問題として3問目に位置付けられていて、今回新しく設定されていますが、まず、質問の趣旨が今一つ分かりませんでした。これは質問されている人に考えをお聞きになっていると思いますが、この3つの選択肢以外の違う意見を持っている人達がけっこういるのではないかということと、設問の立て方が分かりにくいと思いました。アンケートの取り方として、「○は1つ」というケースと「いくつでも」というケースがあり、かつ、「いくつでも」という場合には自由記載欄の回答が一つついているというものが多く感じました。考えを聞いているので、どれかに該当しない場合は「わからない」しか選べないというのは、非常に窮屈な設定の仕方だと思いま

た。まず、この質問の趣旨を確認させていただいたうえで、回答の設定を工夫していただきたいというのが、私からのお願いでございます。

(事務局)

この設問については、性的マイノリティに関しては、最近では新聞でもよく出るようになってきていますが、新しく出てきた課題で、いろいろな考え方の方がいらっしゃると思いますので、それを聞きたいという趣旨で設けたものです。確かに聞き方として、おっしゃるような問題があると思います。考え方はいくつもあてはまる場合もあるので、○は1つではなくて複数にするとか、設定上、自由記述欄はあまりないようにしていますが、自由記述欄を設けるとか、検討させていただきます。

(委員)

これまでの発言と重なるのですが、まず、問Aの性別の属性を聞くところは、「1男」、「2女」、「1及び2に該当しない()」、となっていますが、()は何を書けばいいか分からないと思いますので、基本的には、「1男」、「2女」、「3その他」、「4答えたくない」、という選択肢ではいかがでしょうか。意思をもって答えたくないという○をつけることと無回答は別だと思えますし、「1及び2に該当しない」が「その他」ではなくて、「男でも女でもある」と思う人もいるので、「その他」の方がいいと思いました。

次に4ページ、問7の選択肢14を「トランスジェンダー」に文言を変更されたということで、その説明が「身体的な性と心の性が一致しない人」となっています。しかし、トランスジェンダーは幅広い概念なので、実情が反映されていないと思います。いまの表記では、トランスジェンダーはこういう人だというステレオタイプを強化することにつながると思います。最近のアンケートでは、いろいろと表現されていますが、「出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人々」であるとか、「出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認を持つ人々」であるとか、「出生時に割り当てられた性別に期待される役割とは異なるアイデンティティを表現する人々」という表現です。これはなぜかと言うと、身体的な性別はいろいろなレベルがあるためです。逆に言えば、身体的な性と性自認が一致しなくても、性別に違和感を感じない人々もいるので、ここはそういう表現の方がいいと思います。「出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人々」の方がよりトランスジェンダーの概念を反映していると思います。また、選択肢15の性的指向のここ書きの説明が3つだけですが、性的指向もいろいろな形があるので、最後に「等」を加えていただけるといいと思います。

それから、先程発言があったように、問26の選択肢の作り方については、ネガティブなものが2つ、人権問題として正解のものが1つ、そして「わからない」、となっており、やはりこの問いの立て方は再度検討された方がいいと思います。

もう一つ、問27についてです。「あなたの身の回りの人から」というのは、家族

から、友人から、同僚から、関係性によって、それぞれ違うのではないかと思います。そうかと言って、細かくすると多くなるので、このままでいいのかも知れません。

(事務局)

御意見を踏まえて、検討させていただきます。

(委員)

今の間 27 は、「〇は1つ」なのか「いくつでも」なのか、その記述がないので、それも併せて検討いただければと思います。

(事務局)

併せて検討します。

(委員)

6 ページの障害者の人権について質問をさせていただきます。問 11 の選択肢 3 「就職や職場で不利な取り扱いを受けること」は、今回新設された「16 職場における人権」、問 44 の選択肢 8 「障害のある人、性的少数者等に対して、十分な配慮がされていないこと」とかなり類似していると思いますので、こちらの方をはずすなりしていただいた方がよいのではないかと思います。

次に、選択肢 4 ですが、障害者の権利条約等と考えますと、やはり、情報アクセシビリティというキーワードが必要かと思います。この「意見や行動が尊重されないこと」というのはおそらく意思決定支援のことを指していると思いますが、この 4 の項目の中に情報アクセシビリティというキーワードを入れておかれた方がよいのではないかと思います。

次に、選択肢 5 は、公共交通機関「など」のバリアフリーということで、東京オリンピック・パラリンピックの関係でバリアフリー法が改正されていますが、公共交通機関だけでなく特定建築物まで含めたバリアフリーを説いていると思いますので、「など」を具体的に建物を含めるイメージで書かれた方が回答しやすいのではないかと思います。特に今、小中学校の建物は特定建築物に変わっていると思いますので、その辺りのことも回答しやすくなるのではないかと思います。

次に、選択肢 6 の「不当な扱いや虐待を受けること」が病院や福祉施設に限定されています。事業所や学校、養護者からの虐待というのは障害者にとっては権利侵害となりますので、あえて病院や福祉施設に限定せずに聞かれた方がよいのではないかと思います。

それから、質問ですが、選択肢 8 に新たに「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」を入れていただいています。こちらの回答の仕方が難しいのではないかと思います。人権とこちらのことをマッチングさせて回答するのは

難しいのかと。あえて入れられた背景と理由とお伺いしたいという質問です。

(事務局)

問 11 の選択肢については、今の御意見を踏まえて考えたいと思います。8 のスポーツ・文化を入れたのは、他県のアンケートを踏まえて入れたのですが、必要かどうか検討させていただきます。

(委員)

委員から御指摘いただいた障害者の人権について、もう 1 点だけ私からも。6 ページ、問 11 の選択肢について、昨年、障害者差別解消法が改正され、これからは障害のある人への合理的な配慮が事業者に対しても義務化されるということがあります。このことをまずは広く知っていただくという啓蒙的な効果も期待できますので、この言葉を入れていただいた方がよいのではないかと思います。先程、御指摘がありました。病院や福祉施設で、あるいは障害の特性に応じて、あるいは場面に応じて、適切な合理的な配慮が受けられるかどうかということが大切ですので、もし、選択肢として入れていただけるなら、「障害の特性に応じた合理的な配慮が受けられないこと」という文言を入れていただくとよいと思います。

(事務局)

そちらも検討させていただきます。

(委員)

過去にまとめた冊子を拝見いたしますと、平成 24 年と平成 27 年が比較してありますが、今回、18 歳以上ということで若年層も対象数に入れたことは大きいと思います。それから、回答者の属性を過去の調査結果で見ますと、50 歳以上が 63%、40 歳以上が 80% を占めていて、若い方の回答が少ないので、今回、インターネットの回答方法を入れたことで、若い方の回答が割合的に多くなると期待しています。今後、もし可能であれば、年代別の比較も大事ですけれども、若年層と壮年期以上や高齢者といった年齢階級別の比較もされるとよいと思いました。

(事務局)

分析の仕方も検討していきたいと思います。

(会長)

次の審議会では、結果分析は、クロス集計のような形で出てくるのでしょうか。

(事務局)

スケジュール的には先程御説明したとおりで、集計分析は 11 月には単純な形で

はできあがってきますが、それをどういう形で見せるかを検討して、冊子を作り終えるのが3月中旬になります。今度の審議会をいつ開催するかによりますが、その時にお出しできる最新の形でお出ししたいと思っています。

(委員)

今回、一番重要なのは有効回答数だと思います。前回、50.1%で半分です。これはなんとか調査として合格点ですが、今回、質問が大変増えておりますので、どれだけの回収率があるか、最低半分の回収率がないと調査として成功したと言えないのではないかと心配されます。また、先程の御質問と同じで、やはり50問もあると、回答者の年齢が時間があるお年寄りに偏る可能性もあるのではないかと心配されます。有効回答率をあげるように、県当局は十分に努力していただければと思います。人権についての調査というのはなかなか回答率が上がりません。私自身、現役の国家公務員時代に調査した時に90%ぐらいの回答率を取りましたが、これも徹底的に広報した結果だと思います。やはり十分な広報が必要だろうと思います。これが第1点でございます。

次に、問24の回答の中の選択肢の2と4で何故「職場」と「学校」が逆になっているのでしょうか。どちらかに合わせた方がいいと思います。何か意図されたのかもしれませんが、前回調査の集計表では合わせているので、合わせた方がいいのではないかと思います。

それから、問43の新型コロナの差別の問題ですが、最初に医療従事者に対する差別というのが出てきますが、医療従事者への差別は最近当初に比べると減っていると思います。ですから、選択肢の順番としては、やはり感染者への差別が最初に来た方がいいと思います。順番を逆に、1、2と3、4を逆転させた方がいいのではないかと思います。

(事務局)

修正を検討したいと思います。回収率につきましては、項目数が39から50に増えたということで、心配していますが、その代わりに、インターネットで回答できるようにしたことで、項目数が増えた分をカバーできるのではないかと期待しております。回収率の向上は努めていきたいと思っております。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。それでは、事務局におかれましては、今、たくさん出ました意見を考慮して意識調査の実施にあたっていただきますようお願いいたします。

その他

(会長)

それでは、議事(4)「その他」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

説明の中にありましたが、今後のスケジュールを確認のため申し上げます。指針と公表の事務処理要領につきましては、今、いただいた御意見も踏まえまして修正が必要なものは修正させていただいたうえで、9月の上旬に人権推進課のWebページ上にアップさせていただき、併せて記者発表もする予定です。

それから、前回の審議会でSNSでの情報発信をしてはどうかという御意見がありましたので、8月1日にFacebookを開設しまして、Webページからリンクを貼っていますので、御確認いただければと思います。

また、今日は説明いたしませんでしたが、資料に添付させていただいておりますように、条例のパンフレットを作成いたしましたので、後ほど御覧いただければと思います。

また、明日から31日までを条例の周知強化週間といたしまして、名鉄・JRの車内広告やTwitterやGoogleの広告を出すことを予定しております。8月30日には、人権条例の啓発イベントも開催いたします。そのチラシも添付させていただいておりますので、お時間があれば御参加いただければと思います。

(会長)

どうもありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきます。委員の皆様には長時間に渡り御審議いただき誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

長時間に渡りありがとうございました。最後に愛知県から閉会の御挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は、長時間に渡り御審議いただきまして、また貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日承りました御意見等を踏まえ、「公の施設に関する指針」、「条例第10条に規定する表現活動の概要の公表にあたっての事務処理要領」につきまして、適切に運用を行い、条例に基づく施策の推進にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも引き続き、御支援、御協力いただきますようよろしくお祈りを申し上げます。本日は、ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして、第2回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。